

根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金 Q&A

目 次

1. 事業の目的について … P1

Q1 事業の目的を教えてください。

2. 助成対象者について … P1

Q2 対象となる事業者を教えてください。

3. 助成金について … P1～4

Q3 助成金の対象となるのはどのような事業ですか。また対象となる費用を教えてください。

Q4 経費の一部について、国・道・市・民間団体などの他の補助金が交付されている場合の対象経費の考え方について教えてください。

Q5 対象経費について、市内業者では取り扱いがなく調達できなかったため、やむを得ず市外業者へ発注する（した）場合はどうすればよいですか。

Q6 助成金の対象となる事業に期間の定め等がありますか。

Q7 対象経費のうち広告宣伝費に記載の「ただし、新しい生活様式対応の旨、記載する広告に限る」とはどのようなものですか。

Q8 助成金の対象外となる経費を教えてください。

Q9 助成金の額を教えてください。

4. 申請方法について … P4～6

Q10 申請する際の必要書類はどのようなものですか。

Q11 既に支払い、納品が完了しているものとこれから事業を実施するものがあるのですが、どのように申請すればよいですか。

Q12 同一事業者で複数店舗営業している場合は1店舗ごとで申請できますか。

Q13 誓約書兼同意書（様式第3号）において「広報媒体等において事業内容を公開することに同意します。」とありますが、どのようにして公開されるのですか。

Q14 個人事業者ですが、令和2年確定申告書類の写しが手元にない場合はどうすればよいですか。

Q15 納税証明書はどこで入手できますか。

Q16 これから事業を実施する場合の書類で、支出しようとしている助成対象経費の見積書とありますが、自分で作成した内訳書でもよいですか。

Q17 申請書はどこで手に入りますか。

Q18 申請書類はどのように提出すればよいですか。

Q19 申請期間はいつまでですか。

5. 申請の流れについて … P6～7

Q20 申請してから助成金支給までの流れを教えてください。

Q21 現地調査とは何ですか。

Q22 交付決定になった場合は連絡がありますか。

Q23 申請書類に不備があった場合は連絡がありますか。

Q24 交付決定後に事業を変更、中止する場合はどうすればよいですか。

6. 助成金受領後について … P7

Q25 受け取った助成金を返還しなければならない場合がありますか。

Q26 助成金に関係する書類はどのくらい保管する必要がありますか。

Q27 事業実施により取得した備品等を処分したいのですがどうすればよいですか。

7. その他 … P7

Q28 助成金はいつ頃支給されますか。

Q29 制度の内容や申請書の記載方法がわかりません。どうすればよいですか。

【問い合わせ先】

根室市水産経済部商工労働観光課

電話番号：(0153)23-6111 内線(2272、2271)

※午前8時50分～午後5時20分まで（土日祝日を除く）

1. 事業の目的について

Q 1. 事業の目的を教えてください。

A 1. この助成金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式の定着促進のため、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて実施する三密対策や飛沫・接触感染などの取り組みに対して助成金を交付し、店舗等の利用者が安心できる環境づくりを推進し、もって地域活性化に繋げることを目的としています。

2. 助成対象者について

Q 2. 対象となる事業者を教えてください。

A 2. 次の要件を満たすことが必要です。

(1) 交付申請日時点において、対象業種(※)に係る店舗・施設を市内で営んでいる中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者、小規模事業者等のほか、特に市長が必要と認めたもの。

ア. 法人の場合は根室市に法人を有していること

イ. 個人事業者の場合、根室市に住民登録していること

《中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるもの。》

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※対象業種(日本標準産業分類に定める以下の業種)

小売業、宿泊業(ラブホテル等を除く。)、飲食サービス業、生活関連サービス業、道路旅客運送業、娯楽業(パチンコ・パチスロホール等を除く)、療術業、その他の教育・学習支援業、サービス業(宗教団体、政治・経済・文化団体等を除く)

(2) 根室市暴力団排除条例(平成25年条例第6条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(3) 市税を滞納していないものであること。

3. 助成金について

Q 3. 助成金の対象となるのはどのような事業ですか。また対象となる費用を教えてください。

A 3. 以下の事業に取り組む場合に対象となります。ただし、店舗・施設が従業員と来店客の利用スペースが明確に区分され、かつ主として来店客が利用する範囲における感染防止対策等として実施するものに限ります。

(1) 三密の解消や飛沫・接触感染等の防止につながる店舗等の改修、備品設置事業

(2) ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓事業

また、助成対象経費については以下に区分する経費のうち、

- ・実施済みの事業については令和2年11月7日から令和3年6月20日までに納品及び支払済みのもの
- ・これから事業を実施する場合は令和4年2月28日までに納品及び支払いを完了するものが助成対象経費となります。

区分	対象経費	対象経費(例)	対象外経費(例)
(1) 三密の解消や飛沫・接触感染等の防止に繋がる店舗等の改修、備品設置事業	工事請負費	窓の増設・拡大、固定窓から開閉窓への改修など換気機能の向上に資するもの	
		換気扇の新設、改修	
		アクリル板の新設	
		ビニールカーテンの新設	
		客席間の壁の新設	
		接触型から非接触型水栓への改修	
		和式から洋式トイレへの改修	
		壁紙、床材の改修(ウイルス抑制等の効果が認められるものに限る)	
		その他市長が特に必要と認めたもの	
	備品購入費	エアコン(換気機能付きに限る)	エアコン(換気機能なし)、
		空気清浄機	
		アクリル板、ビニールカーテン	マスク、フェイスガード
		パーテーション	
		自動手指消毒器	消毒液
体温検知カメラ			
非接触型体温計ロボット			
その他市長が特に必要と認めたもの			
(2) ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓事業	機器導入費	Wi-fi 設置費	Wi-fi 設備利用料などの維持経費
		テーブルオーダーシステム新規導入費	メンテナンス費などの維持経費
		キャッシュレス新規導入費	月額利用料などの維持経費、決済手数料
		セルフレジ新規導入費	メンテナンス費などの維持経費
		その他市長が特に必要と認めたもの	
	広告宣伝費	ホームページ新規制作	サーバー利用料などの維持経費
		既存ホームページの改修	サーバー利用料などの維持経費
		新聞広告、チラシ、インターネットサイトなどの広告掲載料	
		その他市長が特に必要と認めたもの	
※ただし、新しい生活様式対応の旨、記載する広告に限る			

※市内での経済循環を図るため、原則、市内業者に発注する(した)ものに限りま

Q 4. 経費の一部について、国・道・市・民間団体などの他の補助金が交付されている場合の対象経費の考え方について教えてください。

A 4. 過去に国・道・市・民間団体等の補助金若しくは助成金の交付を受けている場合については、補助対象経費とはなりません。

Q 5. 対象経費について、市内業者では取り扱いがなく調達できなかったため、やむを得ず市外業者へ発注する（した）場合はどうすればよいですか。

A 5. 対象経費については原則、市内業者へ発注する（した）ものに限りますが、やむを得ず市外業者へ発注した場合は、市外へ発注する理由について（様式第4号）の提出が必要となります。

Q 6. 助成金の対象となる事業に期間の定め等がありますか。

A 6. 本助成金の対象となる事業は、令和2年11月7日以降に発注したものを対象とし、令和4年2月28日までに納品及び支払いを完了しなければなりません。
ただし、既に完了した事業については令和2年11月7日から令和3年6月20日までに支払い及び納品が完了したものが対象となります。

Q 7. 対象経費のうち広告宣伝費に記載の「ただし、新しい生活様式対応の旨、記載する広告に限る」とはどのようなものですか。

A 7. 下記のとおり感染症対策を行っている旨の記載が補助対象経費の要件となります。
(補助対象となる折込チラシの例)

〇〇商店 セール情報

商品情報	当店は新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式による入店時の体温測定及び手指消毒、定期的な換気やセルフレジ等を導入し、感染対策を行っておりますので、ご安心してお越しください。
------	--

〇〇商店 TEL: XX-XXXX

(補助対象となるホームページの例)

〇〇商店 WEB ページ

当店は新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式による入店時の体温測定及び手指消毒、定期的な換気やセルフレジ等を導入し、感染対策を行っておりますので、ご安心してお越しください。

商品一覧	会社概要	通信販売	お問合せ
------	------	------	------

〇〇商店 TEL: XX-XXXX

ここがポイント

Q 8. 助成金の対象外となる経費を教えてください。

- A 8. 以下の経費は助成の対象とはなりません。
- (1) 令和2年11月7日以前に実施、購入、契約、納品等されたもの
 - (2) 令和4年2月28日までに事業が完了しなかった場合
 - (3) 来店客の利用するスペース以外の改修、備品設置、機器導入に係る経費。
 - (4) 新しい生活様式対応の旨記載のない広告等にかかる広告宣伝費
 - (5) 備品購入費にあたっては中古品、転売目的の可能性のある備品
 - (6) 助成対象経費について国・道・市・民間団体等の補助金若しくは助成金を受けている場合

- (7) 自社により工事、設置を行ったもの
- (8) 自宅兼店舗・施設を整備しようとする経費
※ただし、住居スペースと店舗・施設が明確に分かれている場合には、店舗・施設部分のみ対象
- (9) 建築中の施設を整備しようとする経費
- (10) 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- (11) 助成事業の目的以外で使用するもの
- (12) その他、助成金の性質上、市長が適切でないと認める経費

Q9. 助成金の額を教えてください。

A9. 助成金額は1店舗・施設につき1回限りとし、助成対象経費の5分の4以内として、30万円を上限に助成します。
(複数店舗を所有する場合は1店舗・施設につき1回の申請となります。)

4. 申請方法について

Q10. 申請する際の必要書類はどのようなものですか。

A10. 申請書類は次のとおりです。

(1) これから事業を実施する場合

必要書類名	個人事業者	法人
①根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付申請書（様式第1号）	○	○
②根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金事業計画（実績）書（様式第2号）	○	○
③誓約書兼同意書（様式第3号）	○	○
④履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日から3ヶ月以内のもの）	—	○
⑤令和2年確定申告書類の写し	○	—
⑥支出しようとしている助成対象経費の見積書	○	○
⑦市外へ発注する理由について（様式第4号）※助成対象経費について根室市の事業者以外から調達する場合のみ	○	○
⑧納税証明書（市税務課発行のもの）	○	○
⑨業種が確認できる店舗等の外観および内観の写真など	○	○
⑩助成金の振込先が確認できる預金通帳等の写し	○	○
⑪本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）	○	—
⑫その他市長が必要とする書類	○	○

(2) 令和2年11月7日から令和3年6月20日までに事業を実施済みの場合

必要書類名	個人事業者	法人
①根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付申請書（様式第1号）	○	○
②根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金事業計画（実績）書（様式第2号）	○	○
③誓約書兼同意書（様式第3号）	○	○
④履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日から3ヶ月以内のもの）	—	○
⑤令和2年確定申告書類の写し	○	—
⑥支出した助成対象経費の領収書や振込証明など支払いが確認できるもの （令和2年11月7日から令和3年6月20日までに支出したもの）	○	○
⑦市外へ発注する理由について（様式第4号）※助成対象経費について根室市の事業者以外から調達する場合のみ	○	○
⑧納税証明書（市税務課発行のもの）	○	○

⑨業種が確認できる店舗等の外観および内観の写真など	○	○
⑩店舗の改修や備品設置の状況がわかる写真	○	○
⑪助成金の振込先が確認できる預金通帳等の写し	○	○
⑫本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）	○	—
⑬その他市長が必要とする書類	○	○

（３）これから事業を実施するものと令和２年１１月７日から令和３年６月２０日までに事業を実施済みのものを併用して申請する場合

必要書類名	個人事業者	法人
①根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付申請書（様式第１号）	○	○
②根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金事業計画（実績）書（様式第２号）	○	○
③誓約書兼同意書（様式第３号）	○	○
④履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日から３ヶ月以内のもの）	—	○
⑤令和２年確定申告書類の写し	○	—
⑥支出しようとしている助成対象経費の見積書	○	○
⑦支出した助成対象経費の領収書や振込証明など支払いが確認できるもの（令和２年１１月７日から令和３年６月２０日までに支出したもの）	○	○
⑧市外へ発注する理由について（様式第４号）※助成対象経費について根室市の事業者以外から調達する場合のみ	○	○
⑨納税証明書（市税務課発行のもの）	○	○
⑩業種が確認できる店舗等の外観および内観の写真など	○	○
⑪店舗の改修や備品設置の状況がわかる写真	○	○
⑫助成金の振込先が確認できる預金通帳等の写し	○	○
⑬本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）	○	—
⑭その他市長が必要とする書類	○	○

Q11. 既に支払い、納品が完了しているものとこれから事業を実施するものがあるのですが、どのように申請すればよいですか。

A11. 既に事業が完了している場合でも助成金額 30 万円に満たない場合は、これから実施する事業も含めて申請することができます。その場合は Q10（３）に記載の必要書類をご用意のうえ申請して下さい。

Q12. 同一事業者で複数店舗営業している場合は 1 店舗ごとで申請できますか。

A12. できます。複数店舗を所有する場合は 1 店舗・施設につき 1 回の申請となりますので、店舗ごとに Q10 に記載の必要書類をご用意のうえ、申請してください。

Q13. 誓約書兼同意書（様式第 3 号）において「広報媒体等において事業内容を公開することに同意します。」とありますが、どのようにして公開されるのですか。

A13. 新しい生活様式導入店舗であることを広報するため、本助成金を活用して取組みを行った内容については、根室市ホームページなどの広報媒体で事業者名および事業概要等を公開します。

Q14. 個人事業者ですが、令和 2 年確定申告書類の写しが手元にない場合はどうすればいいですか。

A14. 根室市役所商工労働観光課までご相談ください。

Q15. 納税証明書はどこで入手できますか。

A15. 根室市役所税務課納税担当（13番）で納税証明書の発行手続きをして下さい。

Q16. これから事業を実施する場合の書類で、支出しようとしている助成対象経費の見積書とありますが、自分で作成した内訳書でもよいですか。

A16. 自分で作成した内訳書は認めません。必ず調達先が発行した見積書の提出をお願いします。

Q17. 申請書はどこで手に入りますか。

A17. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、市役所1階ロビー、歯舞支所、根室商工会議所にて配布します。

Q18. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A18. 感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

（ <<郵送先>>
〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所 商工労働観光課 宛 ）

Q19. 申請期間はいつまでですか。

A19. 申請受付期間は令和4年1月31日（月）までとなっております。

なお、これから事業を実施する場合は、事業を実施する概ね2週間前までにQ10に記載の必要書類により申請してください。

5. 申請の流れについて

Q20. 申請してから助成金支給までの流れを教えてください。

A20. 申請から交付までの基本的な流れは以下のとおりとなります。

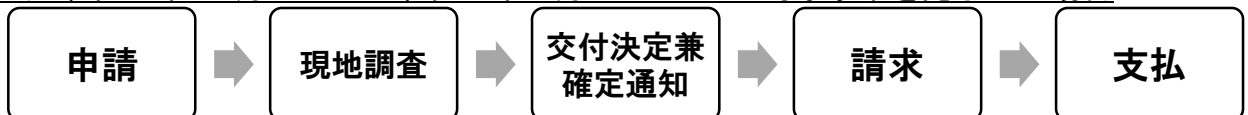
（1）これから事業を実施する場合（助成金の交付決定後に助成対象事業に着手する場合）



事業を実施する概ね2週間前までに申請してください。

※令和4年2月28日（月）までに納品及び支払いが完了するものが対象となります。

（2）令和2年11月7日から令和3年6月20日までに対象事業を完了した場合



※令和2年11月7日から令和3年6月20日までに納品及び支払いが完了したものが対象となります。

（3）上記（1）（2）を併用する場合



事業を実施する概ね2週間前までに申請してください。

※令和4年2月28日（月）までに納品及び支払いが完了するものが対象となります。

※令和2年11月7日から令和3年6月20日までに納品及び支払いが完了したものが対象となります。

Q21. 現地調査とは何ですか。

A21. 助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかを判断するため、市職員が店舗・施設を訪問し、提出いただいた書類の原本の確認及び改修工事実施箇所、備品の設置箇所等の現地調査を行います。
※現地調査日については別途通知します。

Q22. 交付決定になった場合は連絡がありますか。

A22. 申請受付が完了し、市で行う内容審査の結果に基づき、交付決定通知又は不交付決定通知を文書において通知します。これから事業を実施する場合は、必ず交付決定を受けてから事業に着手してください。

Q23. 申請書類に不備があった場合は連絡がありますか。

A23. 必要書類漏れや記載内容の不備などがあると申請書類として受付できません。その際は、記載のある連絡先へ必要な手続きなどをご連絡させていただきます。

Q24. 交付決定後に事業を変更、中止する場合はどうすればよいですか。

A24. 交付決定後に事業や経費を変更する場合や事業を中止する場合については、必ず根室市役所商工労働観光課までご連絡ください。

6. 助成金受領後について

Q25. 受け取った助成金を返還しなければならない場合がありますか。

A25. あります。市長が、虚偽その他不正な手段によって助成を受けたと把握した場合、交付の決定を取消し、助成金の返還を求める場合があります。

Q26. 助成金に関係する書類はどのくらい保管する必要がありますか。

A26. 助成金の収支に関する帳簿その他の関係書類は、助成事業の完了する日の属する年度から5年間保管する必要があります。

Q27. 事業実施により取得した備品等を処分したいのですがどうすればよいですか。

A27. 原則、助成対象事業で取得した備品等については、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保にすることは禁じられております。ただし、やむを得ない理由がある場合は根室市役所商工労働観光課までご相談ください。

7. その他

Q28. 助成金はいつ頃支給されますか。

A28. 額の確定通知後、助成金の請求があってから、概ね2週間程度で指定口座へ入金する予定です。

Q29. 制度の内容や申請書の記載方法がわかりません。どうすればよいですか。

A29. ご相談については下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

根室市水産経済部商工労働観光課

電話番号：(0153)23-6111 内線(2271、2272)

※午前8時50分～午後5時20分まで(土日祝日を除く)


(第8条関係 様式第1号)

「根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金」交付申請書

令和 年 月 日

根室市長 様

上記の助成事業に関し、助成金の交付を受けたいので、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所 (個人事業者は自宅住所)	〒087-00XX 根室市〇〇町▲▲丁目□□番地	
	事業者名および 代表者職・氏名	根室 太郎 	
	種別	<input type="checkbox"/> 法人	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者
	連絡先	電 話 : 0153-23-XXXX 携帯電話 : 090-XXXX-XXXX メ ール : xxxx.mail.com	

改修等を行う店舗等	業種	<input checked="" type="radio"/> 小売業	<input type="radio"/> 宿泊業	<input type="radio"/> 飲食サービス業	<input type="radio"/> 生活関連サービス業	<input type="radio"/> 道路旅客運送業
	※該当箇所に〇	<input type="radio"/> 娯楽業	<input type="radio"/> 療術業	<input type="radio"/> その他の教育・学習支援業	<input type="radio"/> サービス業	<input type="radio"/> その他 ()
	事業概要 (営業内容等)	飲食料品の販売				
	店舗等所在地	〒087-00XX 根室市〇〇町▲▲丁目□□番地				
店舗等名称	〇〇商店	店舗等電話番号	0153-23-XXXX			

助成事業	内容・目的等	別紙「事業計画書」のとおり				
	着手(予定)日	着手：令和 3年 7月 5日から				
	完了(予定)日	完了：令和 3年 8月31日まで				
	助成事業に 要する経費	金	562,451	円		
	助成対象経費	金	562,451	円	・・・①	
交付申請額	¥	300,000		計算式：(①の金額×4÷5) ※千円未満切捨 ※交付申請額が上限30万円を超える場合は "300,000"と記載すること。		

(助成対象)562,451円×4÷5
=449,960円となりますが、
計算後、助成上限30万円を超える場合は、
300,000と記載してください。

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金事業計画(実績)書(様式第2号)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 誓約書兼同意書(様式第3号)
	<input type="checkbox"/>	(3) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し(申請日から3カ月以内のもの：法人のみ必要)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 令和2年確定申告書類の写し(個人事業者のみ必要)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(5) 支出しようとしている助成対象経費の見積書(助成対象事業着手前に申請する場合のみ)
	<input type="checkbox"/>	(6) 支出した助成対象経費の領収書や振込証明など支払いが確認できるもの (令和2年11月7日から令和3年6月20日までに助成対象事業が完了している場合のみ)
	<input type="checkbox"/>	(7) 市外へ発注する理由について(様式第4号)(助成対象経費について根室市の事業者以外から調達する場合のみ)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(8) 納税証明書(市税務課が発行したもの)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(9) 業種が確認できる店舗等の外観および内観の写真など
	<input checked="" type="checkbox"/>	(10) 店舗等の改修や備品設置の状況がわかる写真 (令和2年11月7日から令和3年6月20日までに助成対象事業が完了している場合のみ)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(11) 助成金の振込先が確認できる預金通帳等の写し
	<input checked="" type="checkbox"/>	(12) 本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)(個人事業者のみ必要)
	<input type="checkbox"/>	(13) その他市長が必要とする書類()

(第8条関係 様式第2号)

「根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金」事業計画(実績)書

1 事業概要等

事業区分 ※該当項目に☑	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 三密の解消や飛沫・接触感染等の防止に繋がる店舗等の改修、備品設置事業 <input type="checkbox"/> (2) ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓事業
事業内容 ※実施内容について できるだけ詳しく	・換気扇の改修 ・壁紙(抗菌)の改修 ・空気清浄機の設置 ・自動手指消毒器の設置

2 助成対象経費(単位:円)

(1) 収入

項目	予算(決算)額	内訳
自己資金	262,451	(支出合計から市の助成金及びその他を引いた額)
市の助成金	300,000	
合計	562,451	

(2) 支出

項目	予算(決算)額	内訳
工事請負費	460,000	換気扇、壁紙(抗菌)
備品購入費	102,451	空気清浄機、自動手指消毒器
機器導入費	0	
広告宣伝費	0	
合計	562,451	

3 助成金振込先口座情報

振込先口座	金融機関	(金融機関名) ▲▲	1.銀行 2.金庫 3.その他 ()	(本支店名) ××	1.本店 2.支店 3.その他 ()					
	口座種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	ネムロ タロウ								
	口座名義人	根室 太郎								

※振込先口座については法人の場合は法人名及び代表者名、個人事業者の場合は本人口座のみ